

役員報酬規程

(役員報酬支給基準)

第1条 社会福祉法人くらしのハーモニーの理事・評議員及び監事（以下「法人役員」という）が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、法人定款「第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）」に基づき、以下の規程にて日当と交通費等を支給する。

ただし、施設長等の職員である法人役員に本規程は適用しない。

- 1 法人役員が、理事会及び評議員会に出席したとき
日当 5,000円（5,340円から源泉徴収額を差し引いた額）
この場合、交通費は支給しない。
- 2 法人役員が、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったとき
日当 5,000円（5,340円から源泉徴収額を差し引いた額）
この場合、交通費は実費を支給する。
- 3 法人役員が、出張したとき
法人の旅費規程に準ずる

(役員報酬の精算)

第2条 役員報酬は原則として任務終了後に精算支払いとするが、必要ある場合には事前に概算額を支払い、任務終了後に精算することができる。

(改正)

第3条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

(施行)

第4条 この規程は、
平成29年6月24日から施行する。